

鹿島市訓令甲第7号

鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、緊急地域経済対策の一環として地域経済及び市民生活の安定化を図るため、市内の施工業者による住宅の改修工事を行う者に対し、予算の範囲において、その経費の一部を鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金（以下「補助金」という。）として交付することとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。
- (2) 併用住宅 1つの建築物に個人住宅部分及び店舗又は事務所の部分があり、それが一体として利用される建築物をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 鹿島市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されていること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 補助金（次条第2項に規定するUD化を目的とした住宅の改修工事に限る。）の交付を受けようとする者及び当該同一世帯に属する者が介護保険住宅改修費支給制度又は障害者制度の対象とならないこと。
- (4) この要綱及び鹿島市緊急住宅リフォーム補助金交付要綱（平成23年訓令甲第44号）の規定による補助金の交付を受けたことがないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する者は、補助金の交付の対象者としなない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6

号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
(補助対象となる住宅及び工事)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、市内の個人住宅又は併用住宅（併用住宅については、自己の住居の用に供する部分に限る。以下これらを「住宅等」という。）とする。

- 2 補助金の交付対象となる住宅等の改修工事は、耐震改修、エコハウス、UD化、佐賀県産木材利用、三世代同居及び家庭排水処理を目的とした改修工事並びに一般リフォーム工事とし、これらの工事内容については、別表第1のとおりとする。この場合において、第7条の申請を行う日の属する年度の3月31日（以下「完了期限」という。）までに住宅等の改修工事が完了する見込みがない改修工事は、対象としない。

（施工業者）

第5条 住宅等の改修工事を行う施工業者は、鹿島市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録され、かつ、市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店を有する法人（以下これらを「市内施工業者」という。）とする。

（補助金の額及び交付回数）

第6条 対象となる改修工事の金額及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 補助金の交付を受けられる回数は、1つの住宅等につき1回とする。
- 3 一般リフォーム工事の補助金の交付を受ける場合にあつて、それと同時に一般リフォーム工事以外の住宅等の改修工事に係る補助金の交付を受けるときは、一般リフォーム工事又は一般リフォーム工事以外の住宅等の改修工事のいずれか金額が多くなる方を補助金の交付対象とする。

（申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下この条及び次条において「

申請者」という。)は、住宅等の改修工事の着工前に鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類のうち必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

2 前項に規定する交付申請を行った日の属する年度の3月31日(以下この項において「完了期限」という。)までに完了するものとして次条の補助金の交付決定を受けた住宅等の改修工事について、第9条に規定する中止に係る変更申請をし、市長がやむを得ない相当の理由があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、着工後においても当該改修工事の補助金の交付申請ができる。この場合において、申請者は、完了期限後速やかに申請するものとし、前項各号に規定する必要な書類を市長が認める範囲において省略できる。

(1) 申請者の住民票の写し(世帯全員記載のもの)又は外国人登録原票記載事項証明書の写し

(2) 市税の滞納がない証明

(3) 工事見積書(図面等を含む)の写し

(4) 施工前写真

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条又は第14条に規定する交付申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定したときは、必要な条件を付して鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第9条 前条の補助金交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付変更申請書(様式第3号)に変更後の工事見積書(図面等を含む)の写しを添えて市長に申請をするものとする。

(補助金の額の変更決定)

第10条 市長は、前条の変更申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の額に変更が生じたときは、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付変更承認・不承認決定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、費用を減額する場合に限り、変更承認を行うものとする。

(工事完了届)

第11条 交付決定者は、改修工事完了後、1月以内又は完了期限のいずれか早い日までに鹿島市緊急経済対策住宅改修事業完了届（様式第5号）に次に掲げる書類のうち必要な書類を添えて市長に届け出るものとする。

- (1) 工事代金支払領収書の写し又は浄化槽使用開始報告書の写し
- (2) 施工管理写真（施工中及び施工後）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（現地調査）

第12条 市長は、必要と認めるときは、補助金の対象となる改修工事について現地調査を行うことができる。

（補助金の交付）

第13条 交付決定者は、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があった場合は、その内容を審査し、速やかに交付決定者に交付するものとする。

3 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（対象工事の特例）

第14条 完了期限までに住宅等の改修工事が完了せず、交付決定者が完了期限を超えて当該改修工事を継続する場合において、当該交付決定者が完了期限までに第9条の規定による中止を申請し、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該改修工事を完了期限の次の年度の改修工事として補助金の交付対象とする。

2 前項に規定の適用を受けた住宅等の改修工事に係る補助金の交付申請については、同項の市長の承認を受けた後速やかに鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付申請書に第7条各号に規定する書類のうち必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

（帳簿等の整理保管）

第15条 交付決定者は、改修工事に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後、5年間保存しなければならない。

（補助金の取消し及び返還）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の決定を受けたとき。

- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 前2号の掲げる場合のほか、その他市長が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。
- 2 市長が、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の一部又は全部について返還を命令することができる。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令甲第25号）

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令甲第39号）

この要綱は、平成23年10月20日から施行する。

附 則（平成24年訓令甲第6号）

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成24年訓令甲第14号）

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令甲第28号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の日前の補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の日前に補助金を受けて設置した太陽光発電システムの管理及び処分については、次に掲げるところによる。
 - (1) 太陽光発電システム設置工事を行った交付決定者（以下この号及び次号において「太陽光発電システム設置者」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定に基づく太陽光発電システム耐用年数の17年の間（次号において「期間」という。）、善良なる管理者の注意をもって管理し、その居住する住宅における電力消費の用に当てなければならない。この場合において、天変地変その他太陽光発電システム設置者の責に帰することのできない理由により、対象システムが損傷又は滅失した場合は、その旨を市長に届け出るものとする。
 - (2) 太陽光発電システム設置者は、期間内において、当該システムを売却

し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

別表第1（第4条関係）

工事種別	工事内容
耐震改修	<p>下記による耐震改修工事等を行ったものであること。</p> <p>(1) 建築確認日が、昭和56年5月31日以前の住宅であること</p> <p>(2) 日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻暦応答計算による方法を除く。）による診断を行った住宅で、当該診断の判定が、住宅耐震リフォーム前が1.0未満であり、かつ、住宅耐震リフォーム後が1.0以上であるものであること</p> <p>(3) 上記耐震診断が「佐賀県住まいづくりサポートセンター」に登録した建築士によって行われたものであること</p> <p>(4) 建築士が工事監理を行っていること</p>
エコハウス	<p>(1) 高効率給湯器を設置する工事（エコキュート、エコジョーズなど）</p> <p>(2) 太陽熱を利用した機器を設置する工事（太陽光発電パネル設置を除く）</p> <p>(3) 居室の外気に面する壁、床、屋根・天井に断熱材を設置する工事</p> <p>(4) 窓に断熱性を高める二重窓又はペアガラスを設置する工事</p> <p>(5) 高断熱浴槽、節水型トイレ、熱交換型換気設備、電気自動車用充電器を設置する工事など省エネルギーや環境負荷軽減のための先進的な技術を採用する工事で、市長が認める工事</p>
UD化	<p>(1) 住宅内の通路又は出入口の幅を拡張する工事</p> <p>(2) 便所、浴室、脱衣所その他の居室内及び玄関とこれらの居室を結ぶ経路等に手すりを取り付ける工事</p> <p>(3) 便所、浴室、脱衣所その他の居室及び玄関とこれらの居室を結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事も含む）</p> <p>(4) 浴室を改良する工事であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(i)浴室の床面積を増加させる工事</p> <p>(ii)浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事</p> <p>(iii)固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事</p> <p>(iv)(i)～(iii)のいずれかに該当するユニットバスに取り替える工事</p> <p>(5) 便所を改良する工事であつて、次のいずれかに該当するもの（ただし、家庭排水処理に該当する場合を除く）</p> <p>(i)便所の床面積を増加させる工事</p> <p>(ii)便器を座便式のものに取り替える工事</p> <p>(iii)座便式の便器の座高を高くする工事</p> <p>(6) 住宅の階段の設置又は改良によりその勾配を緩和する工事</p> <p>(7) エレベーターや階段用昇降装置の設置工事</p> <p>(8) 引き戸等への扉の取替え工事</p> <p>(9) その他特殊な機器の設置など市長が認める工事</p>
佐賀県産木材利用	<p>住宅の構造材に県産材を1㎡以上使用した工事</p>
家庭排水処理	<p>(1) 下水道接続工事</p> <p>(2) 家庭用浄化槽設置工事（ただし、浄化槽本体費用を除く）</p> <p>(3) 水洗化（下水道接続工事や浄化槽設置工事）に伴って、汲み取り式便器から水洗便器への変更に伴う便所改修</p>

三世代同居	親、子、孫の三世代が同居する住宅の増築工事で増築面積が10㎡を超えるもの。ただし、既存部分の床面積を超える増築工事を除く。
一般リフォーム工事	<p>1 上記の工事種別に該当せず、下記の対象工事に該当するもの。</p> <p>(1) 住宅等の全部又は一部修繕、補修、模様替え、更新（取替え）工事</p> <p>(2) 住宅等に一部（既存の住宅の床面積の1/2以下）を増築する工事及び住宅等の一部（既存の住宅の床面積の1/2以下）を改築する工事</p> <p>2 次に掲げる工事に要する費用については、交付の対象としない。</p> <p>(1) 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事</p> <p>(2) 新築工事</p> <p>(3) 建物の解体、除却、シロアリ駆除のみを行う工事</p> <p>(4) 庭園・造園、修景施設、門、塀等のいわゆる外構工事</p> <p>(5) カーテン、家具、書庫、OA機器等の購入、設置</p> <p>(6) CATV（有線放送）、インターネットの配線設置・更新・修繕工事</p> <p>(7) ルームエアコンの設置・更新・修繕工事</p> <p>(8) 屋外広告物等の設置・更新・修繕工事</p> <p>(9) 工場、農業の生産機械の設置・更新・修繕工事</p> <p>(10) 点検、清掃、消耗品の交換・故障修理</p> <p>(11) その他の補助制度を利用する場合等で、市長が対象工事に含めることが適当でないと認める工事及び補助金の交付に含めることが適当でないと認める費用</p>

別表第2（第6条関係）

工事種別	改修工事の金額	補助金の額 (1,000円未満切捨て)
耐震改修	10,000円以上	当該改修工事に要する費用の額の100分の50を乗じて得た額（当該額が100,000円を超えるときは100,000円）
エコハウス	10,000円以上	当該改修工事に要する費用の額の100分の50を乗じて得た額（当該額が100,000円を超えるときは100,000円）
UD化	10,000円以上	当該改修工事に要する費用の額の100分の50を乗じて得た額（当該額が100,000円を超えるときは100,000円）
佐賀県産木材利用	10,000円以上	当該改修工事に要する費用の額の100分の50を乗じて得た額（当該額が100,000円を超えるときは100,000円）
家庭排水処理	10,000円以上	当該改修工事に要する費用の額の100分の50を乗じて得た額（当該額が100,000円を超えるときは100,000円）
三世同居	10,000円以上	当該改修工事に要する費用の額の100分の50を乗じて得た額（当該額が100,000円を超えるときは100,000円）
一般 リフォーム 工事	10,000円以上	当該改修工事に要する費用の額の100分の50を乗じて得た額（当該額が100,000円を超えるときは100,000円）

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

住所

氏名

印

鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり鹿島市緊急経済対策住宅改修事業を実施し、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金の交付を受けたいので、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1. 工事場所の地名地番 鹿島市
2. 工事種別
3. 交付申請額 金 円
4. 住宅等所有者名
5. 着工予定年月日 年 月 日
6. 事業完了予定年月日 年 月 日

添付書類

- ①申請者の住民票の写し（世帯全員記載のもの）
- ②市税の滞納がない証明
- ③工事見積書（図面等を含む）の写し
- ④施工前写真
- ⑤その他市長が必要と認める書類

様

鹿島市長

鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1. 交付決定額 金 円
2. 交付条件
 - (1) 鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付要綱別表第1に規定する工事内容に適合していること。
 - (2) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止し、若しくは変更する場合には、市長の承認を受けること。
 - (4) 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに書面により市長に報告して、その指示を受けなければならない。
3. 事業完了届
補助対象者は、補助金に係る事業完了後、1月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに事業完了届を提出しなければならない。

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿島市長

鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金については、下記の理由により不交付としたので、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

（理由）

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

住所

氏名

⑩

鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付変更申請書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定を受けた鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1. 申請内容の変更
2. 事業の中止
3. 事業の廃止

（理由）

添付書類 変更後の工事見積書（図面等を含む）の写し

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿島市長

鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付変更承認決定通知書

年 月 日付で変更申請のあった鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金の変更の申請については、下記のとおり承認しますので、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

承認 内容	変更前	変更後

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿島市長

鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付変更不承認決定通知書

年 月 日付で変更申請のあった鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金の変更の申請については、下記の理由により不承認としたので、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金第10条の規定により通知します。

記

（理由）

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

住所

氏名

印

鹿島市緊急経済対策住宅改修事業完了届

年 月 日付 第 号で補助金交付決定の通知を受けた鹿島市緊急経済対策住宅改修事業が完了したので、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事場所の地名地番 鹿島市
2. 工事種別
3. 補助金交付決定額 金 円
4. 着工年月日 年 月 日
5. 完了年月日 年 月 日

添付書類

- ①工事代金支払領収書の写し又は浄化槽使用開始報告書の写し
- ②施工管理写真（施工中及び施工後）
- ③その他市長が必要と認める書類（施工業者を証する書類等）

様式第6号（第13条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

住所
氏名

印

鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付請求書

鹿島市緊急経済対策住宅改修事業が完了しましたので、下記のとおり鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金を交付くださるよう鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付第13条の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合								支店 支所
種類	普通	・	当座	口座番号					
フリガナ									
口座名義									

文書番号	日付	内容
第 号	年 月 日	確定通知

様式第7号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿島市長

鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金確定通知書

年 月 日付で事業完了届が提出された鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金については、下記のとおりその額を確定したので、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

確定額金	円
交付申請額金	円
交付決定額金	円
交付済額金	円